

## (静岡県) 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金 F A Q

## 助成制度 (対象備品・設備)

No.	項目	質問	回答
1	補助対象備品・設備	県HP上の『主な補助対象事業一覧』に記載の無いものであっても、新型コロナウイルスに対する有効性が実証実験等で証明されているものに関しては、申請しても良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な補助対象事業を記載しているにすぎず、その他の取組も補助対象となり得る。</li> <li>・ただし、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する有効性の証明として、実証実験結果等の資料提出を求める。</li> <li>・提供資料を基に、補助対象になるか否か、個別判断させていただく。</li> </ul>
2	補助対象備品・設備	備品買い替えや改修工事に伴う、既存の備品・設備の撤去費用は補助対象になるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助メニュー「備品等購入」の場合、既存の備品に関する費用の一切は補助対象外。</li> <li>・補助メニュー「備品等購入」の場合、工事内容によっては、補助対象になり得る。例えば、トイレの改修工事において、既存便器を撤去しなければ、新しい便器に更新できない場合、撤去費用も補助対象となる。</li> </ul>
3	補助対象備品・設備	アクリルパーティションを受付に設置する場合、認証項目では高さの基準が無いが、補助対象となる条件はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付等に設置する場合は、実績報告時に添付いただく写真において、飛沫防止として役割を果たすだけの高さがあると確認できれば補助対象。</li> <li>・ただし、飲食施設におけるパーティション活用時の高さに関しては、140cmとの数値基準を設けている。（認証項目No.68参照）</li> <li>・飲食環境に設置するパーティションの補助金申請にあたっては（設置台の高さと足し合わせて）概ね140cmを満たすか、留意されたい。</li> </ul>
4	補助対象備品	ホームページ上『第1版：補助対象機器一覧』における空気清浄機について、HEPAフィルタによるろ過式であるものに限定していた理由は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が作成した文書における、以下の記述を参照している。</li> <li>・「空気清浄機を使用する場合には、HEPA フィルタ付きでありかつ風量が5m<sup>3</sup>/min 程度以上である空気清浄機を使用すること。」</li> </ul>
5	補助対象備品	HEPAフィルタと同等以上の粒子捕集性能を持つフィルタを内蔵した製品は、補助対象になるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他のフィルタについても、0.3μmの粒子を99.97%以上補足できる性能があるものは補助対象となり得る。</li> <li>・交付申請時、条件を満たすフィルタを備えていることが分かる資料を追加提出いただきたい。</li> <li>・なお、9月末現在、HEPAフィルタと同等以上の性能を持つフィルタとして、①T P Aフィルタ②U L P Aフィルタ③T A F Uフィルタの3点の存在を確認している。</li> </ul> <p>※県HP上で『第1版：補助対象機器一覧』を公表した時点では、同等以上の性能を有する他のフィルタの存在を認識していなかった。こうした情報を整理した上で、『第2版：補助対象機器一覧』を公開したため、参照されたい。</p>
6	補助対象備品	補助対象となる空気清浄機の基準として、風力や風速についての規定は無いとの認識でよろしいか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風量や風速に関する基準は設けていない。</li> </ul>

7	補助対象備品	オゾン発生器は補助対象機器と考えると良いか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オゾン発生器に関して、厚労省より以下の見解が示されている。</li> <li>・「ウイルスの量を減少させる効果を持つ物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧はおすすめしない。」</li> <li>・本見解を踏まえ、オゾン発生器については、使用方法に関する理解が欠かさないところ、下記4点の必要書類が揃った場合に、補助対象事業と認めることとする。</li> </ul> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①カタログ等、当該製品の仕様が分かる資料</li> <li>②実証実験結果等、新型コロナウイルスに対する有効性を証明する資料</li> <li>③製品の使用方法に関する説明資料（取扱説明書の写し等）</li> <li>④保証書の写し</li> </ul>
8	補助対象備品	食洗機や掃除機は対象か？コロナ禍で洗浄頻度が増加している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも補助対象外。</li> <li>・汎用性の高いものは補助対象外としている。</li> </ul>
9	補助対象備品	ビュッフェで使用するチェーフィングの蓋付きのものは補助対象か。また、チェーフィングと合わせて使用するフードパンも補助対象にならないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事への飛沫防止が図られる蓋付きのチェーフィングについては、補助対象とする。（認証チェックリストNo.97の対策として有効。）</li> <li>・ただし、フードパンについては、感染防止効果が不明瞭なため、補助対象外。</li> </ul>
10	補助対象備品	抗菌のタオルやシーツ、部屋着は補助対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗菌、抗ウイルス製品については、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する有効性を求める。</li> <li>・実証実験等の資料により、新型コロナウイルスに対する有効性を証明できなければ、補助対象外とする。</li> </ul>
11	補助対象備品	配膳ロボットは補助対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象機器と考えられる。</li> <li>・接触防止の観点から、料理運搬用ワゴンを補助対象備品として認めており、機械化は更なる接触防止に資すると考えられる。</li> </ul>
12	補助対象備品	AI除菌清掃ロボットは補助対象となるのか？ なお、当該機器は、HEPAフィルタを内蔵しており、空気清浄機としての機能も果たすと考えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象外。</li> <li>・機種によってはHEPAフィルタを搭載している点を考慮しても、掃除機は補助対象外としており、感染防止を目的に導入するものとは認められない。</li> </ul>
13	補助対象備品	混雑回避のため、共用風呂の混雑状況を宿泊者自身のスマートフォンに表示するためのプログラム費用は、補助対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業として考えられる。</li> <li>・なお、混雑回避等システムの導入については、業者による電気配線工事等を伴うものもあり、その場合は「設備改修」事業として申請可能。</li> <li>・電源プラグにつなぐだけで使用可能になる等、工事を伴わない内容であれば、「備品等購入」事業となる。</li> </ul>
14	補助対象設備	接触回避のため、宴会場を改修し個室の食事処とする工事は、補助対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者との接触機会の低減等の効果が見込まれるため、補助対象事業として考えられる。</li> </ul>
15	補助対象設備	大浴場の利用人数の削減のため、客室風呂や貸切風呂を設置する工事は補助対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大浴場において、3密の防止が図れることから、補助対象事業として考えられる。</li> </ul>

16	補助対象設備	自動精算機について、県HP上で公開中の『主な補助対象事業一覧』では「備品等購入」に区分されているが、通信工事等を伴う場合、「設備改修」事業として申請可能か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置にあたり、専門業者による工事を伴う内容であれば、「設備改修」事業として申請されたい。</li> <li>・電源プラグにつなぐだけで使用可能となるような内容は、「備品等購入」として区分いただきたい。</li> </ul>
17	補助対象設備	対面での対応を避けるため、アメニティグッズ等の受取に関して、自動販売機を導入したい。本取組は補助対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触機会の低減等、感染防止効果が見込まれることから、補助対象事業と考えられる。</li> </ul>
18	補助対象設備	換気設備導入の条件となっている、必要換気量とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内の空気を衛生的に保つ上で、最低限換気しなければならない空気量を指す。</li> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）に基づき、1人当たり毎時30㎡と定めている。</li> <li>・厚労省より、ビル管理法の対象外の施設においても、上述の必要換気量を満たす取組が推奨されている。</li> </ul>
19	補助対象設備	換気設備導入にあたり、必要換気量を満たすような設備改修でないと、補助対象にならないのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要換気量の条件を満たすことが、補助対象要件。</li> <li>・換気設備の増強や在室人数を減らす取組等、検討されたい。</li> </ul>
20	補助対象設備	部屋の種類や用途によって、必要換気量の計算方法が異なるかと思う。例えば、1人用のトイレや浴室における必要換気量も、毎時30㎡が適用されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省より推奨されている、1人当たり毎時30㎡を満たすことが原則となる。</li> <li>・ただし、本来、必要換気量の計算方法は部屋の種類により異なるため、適切な計算方法により求めた必要換気量を満たすことを明示する資料があれば、個別判断により、補助対象となり得る。</li> </ul>
21	補助対象設備	現在ある空調設備にオプション品を付けることで、換気機能が備わる場合、オプション品設置関連経費を補助申請することは可能か？ また、申請時の区分として、「備品等購入」と「設備改修」のどちらに該当するものか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の換気機能が無い空調設備について、オプション品を付けることで換気機能が搭載されるのであれば、当該オプション品設置関連経費について、補助申請可能。</li> <li>・オプション品設置にあたり、専門業者による施工が必要な場合は「設備改修」。工事を伴わない内容であれば「備品等購入」に区分される。</li> </ul>
22	補助対象設備	既存設備が無い部屋に、換気設備を新設する場合、本補助メニュー「設備改修事業」の対象になるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気設備の新設の場合も、補助対象となる。</li> </ul>
23	補助対象設備	既に必要換気量を満たしている空間において実施する換気設備の増強工事は、補助対象になるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる換気機能の向上は、新型コロナウイルス対策として有効であり、補助対象となる。</li> </ul>
24	補助対象設備	故障中の換気機能付きエアコンについて、その修理は対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、故障した機器・設備の修理は、補助対象外。</li> <li>・ただし、必要換気量（在室人数一人当たり毎時30㎡（大浴場に設置の場合は一人当たり毎時60㎡））を満たす上で、換気機能の向上が見られるエアコンへの更新であれば、補助対象となる。</li> </ul>

25	補助対象設備	ホームページ上『主な補助対象事業一覧』におけるエアコンについて、換気設備を内蔵したものが条件となっているが、例えば、新型コロナウイルス抑制効果のあるイオンを発生させる機能を有するエアコンは、補助対象になるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に審査、回答するため、以下2点の資料を提出いただきたい。</li> <li>①製品カタログ（室内空間に、有効成分を排出する機能を有することが分かるもの）</li> <li>②新型コロナウイルスに対する有効性を示す実証実験等の資料</li> </ul>
26	補助対象設備	従業員のみが使用する部屋に設置するエアコンやトイレは、補助対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事例のように、従業員のみに影響が及ぶ内容であっても、新型コロナウイルス対策として有効な取組事業は、補助対象となる。</li> </ul>
27	補助対象設備	トイレの改修について、「備品等購入」と「設備改修」の区分や補助要件を解説してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器を改修する場合、配管工事等を伴うことから「設備改修」に該当する。</li> <li>・現行の便器の仕様から、飛沫防止や接触機会の低減を図る内容であることが条件となる。</li> <li>（例1：蓋無し便器を蓋付きに更新、例2：蓋付き便器（手動）をオート開閉式に更新）</li> <li>・ただし、便座のみの取替（蓋無し→蓋付き）の場合は、施工費「備品等購入」に区分される。</li> </ul>
28	補助対象設備	建物の増築により接触機会の低減を図る。本補助金の対象となる「設備改修」に該当するか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の増築や新築は「設備改修」メニューの補助対象外。</li> <li>・既存建物の感染防止対策強化を図る取組を想定している。</li> </ul>
29	補助対象設備	<p>新型コロナウイルスに対する有効性が証明されている、抗ウイルス加工剤は補助対象となるのか？</p> <p>なお、業者による塗布作業を要する場合、「設備改修」事業として申請すれば良いか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や宿泊業関連団体が公表している感染防止マニュアルにおいて、ドアノブや手すり等の箇所については、拭き取り消毒が推奨されている。</li> <li>・抗ウイルス施工は、拭き取り作業の省略化を促しかねないところ、上述のマニュアルとの整合性も踏まえ、下記4点の必要書類が揃った場合に、補助対象事業と認めることとする。</li> <li>【必要書類】</li> <li>①カタログ等、当該製品の仕様が分かる資料</li> <li>②実証実験結果等、新型コロナウイルスに対する有効性を証明する資料</li> <li>③製品の使用方法に関する説明資料（取扱説明書の写し等）</li> <li>④保証書の写し</li> <li>・なお、抗ウイルス加工にあたり、業者による塗布作業が前提となっている製品については、「設備改修」に分類して差し支えない。</li> </ul>